

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和7年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料1参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。（資料2参照）

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 (4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課)
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 (市民局地域活動推進課)
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 (区総務課)

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

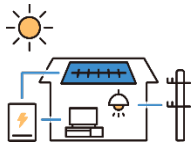
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

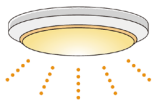



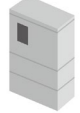
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

横浜市中区長 小林 英二
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 8 年 1 月号は、令和 7 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

中区区政推進課広報相談係 Tel224-8123 FAX224-8214

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：中区区政推進課広報相談係

Tel224-8123 FAX224-8214

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和7年国勢調査実施に伴う調査員の推薦について(依頼)

本年 10 月 1 日を期して全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、5 年ごとに行われる最も規模の大きな統計調査です。

つきましては、各自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げます。

1 調査の期日

令和 7 年 10 月 1 日（水）午前零時

2 調査の対象

日本国内に常住するすべての人（外国人も含む）

3 推薦の方法

3 月上旬までに各自治会・町内会長あてに関係書類を郵送させていただきますので、4 月 15 日（火）までに調査員の推薦をお願いいたします。

4 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

*任命期間 9 月 1 日～10 月 31 日の 2 か月間

5 調査員報酬（前回実績）

調査員報酬は、担当していただく調査区数と世帯数に応じて支給となります。

1 調査区担当（約 50 世帯）で 42,000 円程度

2 調査区担当（約 100 世帯）で 78,000 円程度

※実際には多少の前後がありますことを御了承ください。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

6 前回の国勢調査との変更点

《調査書類の配布方法》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

【調査員の事務の流れ】

- (1) 9月1日～9月12日 調査員事務説明会に出席(8月上旬頃に調査員に通知予定)
- (2) 説明会后～9月19日 調査区域の世帯の居住状況確認、調査書類配布準備等
- (3) 9月20日～30日 インターネット回答用ID及び調査票(紙)の配布
- (4) 10月1日～3日 回答確認リーフレットの配布
- (5) 10月1日～8日 調査票の回収(調査員へ提出を希望した世帯のみ)
- (6) 10月17日～下旬 調査関係書類の提出、督促状の配布(未提出世帯のみ)

【参考】単位自治会・町内会に依頼する調査員数の連合別内訳(予定)

	連 合 地 区	調査区数	調査員数
1	第1北部地区	97	75
2	第1地区中部	147	112
3	関内地区	41	32
4	埋地地区	93	68
5	石川打越地区	45	30
6	第2地区	128	91
7	第3地区	168	126
8	第4地区南部	90	64
9	第4地区北部	53	34
10	本牧・根岸地区	177	109
11	第6地区	108	71
12	新本牧地区	32	20

令和7年2月19日現在

担当 総務課統計選挙係
荻野・松本
TEL 045-224-8119
FAX 045-224-8109

はじまります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



令和7年10月1日に 国勢調査を実施します

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、
日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。

令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

国勢調査ってどんな調査？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

＼ 単身世帯の方も！ /

すべての人と
世帯が
対象なんだ！



一人暮らしの
大学生も
対象なんだ！



新生児も
対象なんだ！



＼ 日本に住む外国人の方も！ /

日本に住む
外国人も
対象なんだ！



結果は何に使われるの？

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも
利用されているのね。



少子高齢社会の実態も
わかるのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、
正確なデータが必要なんです！



新しくコンビニをつくる時にも、
データを活用しています！



どうやって回答するの？

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は
調査員に提出する方法により回答を行います。
※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について (令和7年2月現在)

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施	
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～)	
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開	
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	<p>R7</p>	<p>4</p>	<p>・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p>
							<p>・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始</p>
	<p>依頼業務の精選</p>	<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	<p></p>	<p>R6</p>	<p>6</p>	<p>一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～)</p>
							<p>・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施</p>
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	<p></p>	<p>R7</p>	<p>7</p>	<p>市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p>
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所開庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	<p></p>	<p>今後取組予定</p>	<p>8</p>	<p>一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中</p>
		<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	<p>R7</p>	<p>9</p>	<p>・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定</p>	
	<p>情報共有</p>	<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	<p></p>	<p>今後取組予定</p>	<p>10</p>	<p>検討中</p>
		<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	<p>R7</p>	<p>11</p>	<p>・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中</p>	
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	<p></p>	<p>R6</p>	<p>12</p>	<p>実施済</p>
		<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	<p>今後取組予定</p>	<p>13</p>	<p>検討中</p>	
	<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	<p></p>	<p>R6</p>	<p>14</p>	<p>「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定</p>
<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	<p>今後取組予定</p>	<p>15</p>	<p>検討中</p>		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について (令和7年2月現在)

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メー ル：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

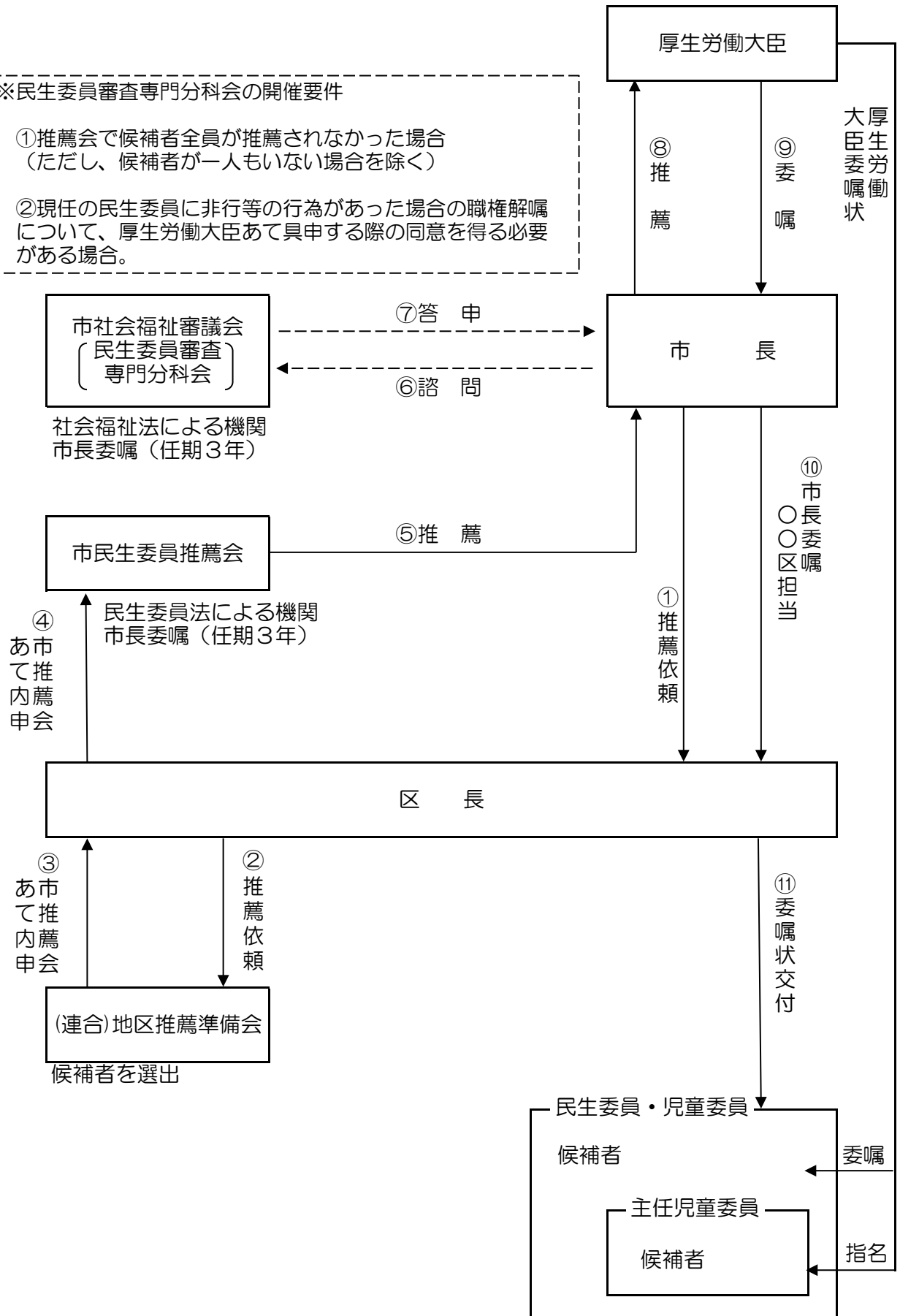
令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図

※民生委員審査専門分科会の開催要件

- ①推薦会で候補者全員が推薦されなかった場合（ただし、候補者が一人もない場合を除く）
- ②現任の民生委員に非行等の行為があった場合の職権解嘱について、厚生労働大臣あて具申する際の同意を得る必要がある場合。



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間<9,500>円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）（令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 7 年 (2025) 年 11 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5～10 人	推薦人 5～10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）（令和6年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：中区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：中尾・工藤

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

中共募発第 69 号
令和 7 年 2 月 19 日

地区連合町内会 会長 様

共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和 6 年度 赤い羽根共同募金の受付状況と
令和 7 年度 戸別募金への協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

赤い羽根共同募金運動につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

共同募金の受付状況につきまして、募金種類ごとにご案内させていただきますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、令和 7 年度の戸別募金につきましては、令和 7 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までを実施期間といたしますので、引き続き各地区連合町内会および各自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、令和 7 年度の中区支会の事業計画（案）、収支予算（案）につきましては、3 月に書面にて開催する「令和 6 年度 第 2 回神奈川県共同募金会中区支会委員会」資料にてご確認をお願いします。

添付資料

- ・令和 6 年度赤い羽根共同募金受付状況（令和 7 年 1 月 31 日現在）

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当：中橋・山村
電話 681-6664 FAX 641-6078

令和6年度赤い羽根共同募金受付状況

共同募金会中区支会

令和7年1月31日現在 単位(円)

種別	区分	1世帯 目安額	令和5年度 実績額	令和6年度 実績額	前年対比 (%)	
共同募金	一般募金	戸別募金	245	5,533,906	4,665,372	84%
		街頭募金	—	271,374	260,288	96%
		法人募金	—	1,457,547	1,405,920	96%
		校内募金	—	127,208	182,579	144%
		イベント募金	—	19,424	6,904	36%
		職域募金	—	206,340	210,933	102%
		その他募金	—	241,226	170,262	71%
		計(1)		7,857,025	6,902,258	88%
	年末たすけあい	戸別募金	60	1,856,237	1,549,680	83%
		その他募金	—	27,058	3,000	11%
		計(2)		1,883,295	1,552,680	82%
計(1)+(2)			9,740,320	8,454,938	87%	

備考：目安額は「目安額」×世帯数×90%

区連会 2月定例会資料
令和7年2月19日
中区社会福祉協議会

自治会町内会長 様

日本赤十字社
神奈川県支部中区地区委員会
事務局長 鏑木 克芳

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、赤十字運動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、日赤会費募集に際しまして日赤中区地区委員会の事業計画の承認が得られた後、例年4月下旬頃に募集資材をお送りしています。

つきましては、募集資材にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて**3月14日（金）まで**にご返送いただきますよう、お願いいたします。

今後とも、赤十字運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】日赤会費募集資材一覧
- ・返信用封筒

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
中区社会福祉協議会内 担当：山崎

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

令和7年2月 19 日

提出先

日本赤十字社

神奈川県支部中区地区委員会

自治会・町内会名

ご住所

お名前

電話番号

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

※該当箇所にチェックおよび必要事項の記入をお願いします。(3月 14日(金)×切)

※変更がない場合でも提出のほどよろしくお願い致します。

1 資材送付先・送付方法(該当する□にチェックを入れてください。)

自治会・町内会会長宛

その他(※4月以降、担当者様等の変更の予定がある場合も含みます)

2 1.でその他を選んだ場合

新配送先住所

電話番号

ご担当者様名

ご担当者様の役職等 ①広報担当者 ②その他()

(該当する番号に○をつけてください)

※裏面に、資材数についてもございますので、ご協力をお願いします。

2 資材発送部数(各資材の該当する□にチェックを入れてください。)

- | | | | |
|--------------|--------------------------------|----|-----------------------------|
| ①チラシ(A4版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ②ポスター(A4版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ③リーフレット(A5版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ④受領証 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑤委嘱状 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑥門標(シール) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑦募金封筒 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |

※参考資料を参考にご記入ください。

3 その他


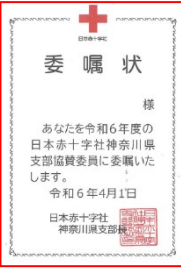


その他、ご希望、ご要望がありましたら、ご記入ください。

※なお、募集資材の発送は、4月下旬頃を予定しております。それより発送を早めることは申し訳ございませんが、できません。何とぞご承知おきください。

ご協力ありがとうございました。

日赤会費募集資材一覧

No.	名称	説明	今年度送付数	
①	チラシ（A4版）	各世帯への配布用です。		 
②	ポスター （A4版）	自治会町内会の掲示板等にご掲出してください		
③	リーフレット （A5版）	赤十字の活動を紹介した冊子です。 説明用にお使いください。		 

④	受領証	募金された方に受領証としてお渡しください。 <u>1冊で10人分になります。</u>		
⑤	委嘱状	会長・班長など募金活動を行う方にお渡しください。		
⑥	門標（シール）	募金いただいた方にお渡しください。		
⑦	募金封筒	封筒による募金を実施する場合はご活用ください。		

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

中区社会福祉協議会内 担当:山崎

TEL 681-6664 FAX 641-6078

自治会町内会長 各位

横浜都市発展記念館 館長

企画展「運河で生きる」チラシの掲出について（依頼）

平素より横浜都市発展記念館の活動にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜都市発展記念館では、横浜の運河の歴史をひもとく企画展「運河で生きる ～都市を支えた横浜の“河川運河”～」を開催しています。歴史的に運河と関わりの深い中区の皆様には、3月19日（水）を中区民デーとして、無料で展示をご観覧いただけます。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へチラシを掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

横浜都市発展記念館企画展「運河で生きる」チラシ

2 掲出期間

チラシ到着日から令和7年4月13日（日）

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

横浜都市発展記念館企画展「運河で生きる」チラシ（A4）

横浜都市発展記念館

中区日本大通12

担当：青木（副館長）、神谷（広報）

電話：（6 6 3） 2 4 2 4

FAX：（6 6 3） 2 4 5 3

主催 | 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 (横浜都市発展記念館)
共催 | 横浜市教育委員会
後援 | 朝日新聞横浜総局・神奈川新聞社・産経新聞社横浜総局・東京新聞横浜支局・
毎日新聞横浜支局・読売新聞横浜支局・NHK横浜放送局・tvk・FMヨコハマ
協力 | 神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター・横浜メディアビジネス総合研究所

企画展

運河で

～都市を支えた横浜の“河川運河”～

生きている

2025年
1月18日 [土] — 4月13日 [日]

横浜都市発展記念館
Museum of Yokohama Urban History

開館時間 11時前9時30分～午後5時00分 (券売は午後4時30分まで)
休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館し、翌平日が休館)
観覧料 一般800円、市内65歳以上・小中学生400円

●観覧無料の区民デー・濱ともデー

河川運河にゆかりのある西・中・南・磯子の各区民の方は以下の日程の観覧がどなたでも無料です。お住いのわかる証明証等をご提示ください。
西区：2月26日 (水) 磯子区：3月5日 (水)
中区：3月19日 (水) 南区：3月26日 (水)

毎月第2水曜日の濱ともデーは、横浜市内在住65歳以上の方限定で観覧料が無料となります。ご入館の際に「濱ともカード」をご提示ください。本企画展会期中は以下の日程で実施します。
2月12日 (水) 3月12日 (水)

〒231-0021 横浜市中区日本大通12
Tel.045-663-2424 / Fax.045-663-2453

<http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/>
東急東横・みなとみらい線 日本大通り駅 (3番出口) 0分
JR 京浜東北・根岸線 関内駅 (南口) から徒歩10分
横浜市営地下鉄 関内駅 (1番出口) から徒歩約10分
横浜市営バス 「日本大通り駅県庁前」下車徒歩1分



自治会町内会長各位

横浜ビー・コルセアーズ

横浜ビー・コルセアーズ「中区応援DAY」開催にあたっての チラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜ビー・コルセアーズは 2026-27 シーズンからスタートする新しいプロバスケットボールリーグ「B.革新」において、横浜BUNTAIをホームアリーナとして、最高位の「B.LEAGUE PREMIER」へ参入することが決定しました。

これを記念して、令和7年4月19日（土）に横浜BUNTAIで「中区応援DAY」を開催いたします。「中区応援DAY」では、中区在住、在勤、在学の方とご家族、ご友人を対象に、優待価格でチケットをご購入いただけます。

つきましては、中区応援DAYの開催を広く区民に周知し、多くの方にバスケットボールの試合をご観戦いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

- 1 掲出希望期間
チラシ到着から令和7年4月19日（土）まで
- 2 掲出希望内容
A4版チラシ【表面】

お問い合わせ先

株式会社 横浜ビー・コルセアーズ
ホームタウン事業部 西田 学
TEL:045-752-4050
Email:m.nishida@b-corsairs.com



中区民でビー・コルを応援！特別優待ペアチケット販売！

リソナグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON
横浜ビー・コルセアーズ

中区応援DAY

4.19 [SAT] 14:05



横浜ビー・コルセアーズ
マスコットキャラクター「コルス」



中区マスコットキャラクター
「スウィング」

対象試合 横浜ビー・コルセアーズ VS 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

開催日 4月19日(土) 試合開始 14:05 **会場** 横浜BUNTAI JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分

優待対象 中区在住、在勤、在学の方とそのご家族

優待内容 「小学生1名とその保護者1名」または「大人2名」のペア(100組200名様)を優待価格でご案内します。

優待席種	小学生1名+保護者1名のペアで	大人2名のペアで
3Fサイド席	一般前売り価格 9,000円(税込) 6,000円 <small>中区応援DAYペア優待価格</small>	一般前売り価格 11,000円(税込) 8,000円 <small>中区応援DAYペア優待価格</small>

中区応援DAY

優待チケット詳細・お申し込みは
コチラの二次元コードから

【受付開始】
2月28日(金)
19:00~

先着
100組200名様

横浜をバスケの街に。
YOKOHAMA CITY DAY

「中区応援DAY」優待ペアチケットは、B.LEAGUE公式チケット販売サービス「B.LEAGUEチケット※」(WEB)で販売します。
※「B.LEAGUEチケット」ご利用にあたっては無料の会員登録が必要です。また、チケット代とは別にシステム利用料が必要です。

【お問い合わせ】 横浜ビー・コルセアーズ チケット事務局 TEL : 045-507-4544



YOKOHAMA B-CORSAIRS

世界の代表選手が横浜に！
地元横浜出身選手にも注目！

今季からチームを率いるのは2022年から母国フィンランドの代表監督を務めるラッシ・トゥオビHC。仏領ギアナ出身の#4イングリリス選手はフランス代表としても活躍、アメリカ代表経験もある#8クラーク選手はNBAで合計170試合に出場、#21コツツァー選手はエストニア代表のビックマン、そして#15ラベナ選手は代表でキャプテンも務めた「フィリピンの英雄」！そんな世界の代表選手に加え、#30須藤選手や#23キング選手は地元横浜出身のプレーヤー！そして頼れるキャプテン#18森井選手など個性豊かな海賊たちが横浜の誇りを胸に戦っています！今季のチームが目指す「コレクティブ・バスケットボール」をぜひアリーナで体感してください！

※【横浜ビー・コルセアーズ】チーム名「CORSAIRS(コルセアーズ)」は「海賊船(団)」の意味です。



 2 PG 笹山 陸 RIKU SASAYAMA	 4 C/PF ダミアン・イングリリス DAMIEH INGLIS	 7 C/PF ナナー ダニエル弾 DANIELDAN NHANNA	 8 PF ゲイリー・クラーク GARY CLARK	 9 SF 杉浦 佑成 YUSEI SUGIURA
 10 SF/PF 前野 幹太 KANTA MAENO	 14 SG 大庭 岳輝 TAKERU OBA	 15 PG/SG キーファー・ラベナ KIEFER RAVENA	 18 PG CAPTAIN 森井 健太 KENTA MORII	 21 C/PF マイク・コツツァー MAIK KOTSAR
 23 PG/SG VICE CAPTAIN キング 開 KAI KING	 24 SG/SF 松崎 裕樹 HIROKI MATSUZAKI	 30 SG 須藤 昂矢 KOYA SUDO	 88 PG 佐藤 涼成 RYOSEI SATO	 HC ラッシ・トゥオビ LASSI TUOVI

※佐藤涼成選手の特別指定選手としての活動期間は3月5日まで

●約5,000人収容のアリーナ「横浜BUNTAI」で臨場感溢れるバスケット観戦体験を！

●マスコットキャラクター「コルス」

●ハーフタイムショーも見逃すな！

大迫力のバスケットも！Bリーグのエンターテイメントも！ ヨコハマのプロバスケットチーム横浜ビー・コルセアーズのアリーナに行こう！

●海賊勝利の儀式「Yセレブレーション」

●目が離せないスピーディな展開！

●横浜ビー・コルセアーズチアリーダーズ「B-ROSE」のオープニングパフォーマンス

4月19日「中区応援DAY」を横浜BUNTAIで初開催！「ハマの海賊」横浜ビー・コルセアーズを応援しよう！



試合会場 横浜BUNTAI
BUNTAI

横浜市中区不老町2丁目7番1

【交通アクセス】

JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分

横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅下車 徒歩4分 / 関内駅下車 徒歩8分

横浜市営バス 「扇町」から徒歩3分 / 「長者町1丁目」伊勢佐木長者町駅前 から徒歩5分



YOKOHAMA
B-CORSAIRS



友だち募集中
横浜ビー・コルセアーズ
公式LINEアカウント



バスケットLIVE



最新情報は WEB・SNS **ビーコル** で検索

<https://b-corsairs.com/>

友だち登録して試合や選手の最新情報をゲットしよう！

B.LEAGUE全試合LIVE配信！あなたの登録がクラブの支援に！

『「旧根岸競馬場一等馬見所」を横浜市認定歴史的建造物に認定し 保存活用します』について【情報提供】

1 趣旨

本市では、歴史的建造物を保存活用し、横浜の個性と魅力を感じていただけるまちづくりを展開してきました。特に価値が高い建造物については、「横浜市認定歴史的建造物」として認定しています（本件で 104 件）。

このたび、中区の根岸森林公園内に現存する「旧根岸競馬場一等馬見所」を令和 7 年 1 月 22 日付で認定しました。

今後、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置づけ、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていきますので、情報提供します。

2 今後の展開

(1) 昨年 1 月の能登半島地震での歴史的建造物の被害等を踏まえ、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置づけ、耐震化を推進します。

(2) 歴史的建造物ならではの魅力を活かし、根岸森林公園との一体の活用を含めて、周辺のまちづくりと合わせた活用の検討を進めます。

3 別添資料

【記者発表】「旧根岸競馬場一等馬見所」を横浜市認定歴史的建造物に認定し保存活用します（令和 7 年 1 月 22 日）



↑ 旧根岸競馬場一等馬見所



↑ 根岸競馬場での春季競馬
（昭和 9（1934）年：馬の博物館所蔵）

- (1) 横浜市認定歴史的建造物について
都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 Tel…045-671-2009
- (2) 旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用について
政策経営局経営戦略課担当課長 高松 誠 Tel…045-671-4172

「旧根岸競馬場一等馬見所」を 「横浜市認定歴史的建造物」に認定し保存活用していきます

本市では、歴史的建造物を保存活用し、横浜の個性と魅力を感じていただけるまちづくりを展開してきました。特に価値が高い建造物については、「横浜市認定歴史的建造物」として認定しています（本件で104件）。

このたび、中区の根岸森林公園内に現存する「旧根岸競馬場一等馬見所」を認定しました。

今後、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置づけ、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていきます。



▲ 旧根岸競馬場一等馬見所

1 旧根岸競馬場一等馬見所とは

(1) 主な変遷

◆根岸競馬場

1866（慶応2）年：日本初の洋式競馬場として
根岸競馬場が開設

◆根岸競馬場一等馬見所

1929（昭和4）年：関東大震災で崩壊した馬見所に
代わり建設



▲ 根岸競馬場での春季競馬 昭和9（1934）年（馬の博物館所蔵）

(2) 建物概要

所在	中区根岸台 根岸森林公園内 ※建物敷地内は立ち入り禁止です。
建築年	昭和4（1929）年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上7階建て
規模	高さ：約29m 幅：約61m 奥行：約35m 延床面積：約5,000㎡（現在）



▲ 旧根岸競馬場一等馬見所の規模（下図：Google Earth）
画像©2022 Google, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA,
GEBCOLandsat / Copernicus

【裏面あり】



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 認定の理由（評価ポイント）

(1) 開港の地・横浜の近代の歴史を証明する高い価値

本建物は、国内で初めて恒久的施設で近代競馬が行われた「根岸競馬場」の観覧施設として設けられました。開港当時横浜に伝来した、様々な外国由来のスポーツ文化を象徴する施設となっています。



▲絵葉書「横浜根岸競馬場」（横浜開港資料館所蔵）

(2) 極めて高い建築史的価値

日本初の鉄骨鉄筋コンクリート造の競馬観覧施設であり、後の日本各地における同様の施設建設に繋がり、競馬場建築に多大な影響を及ぼしました。

国内に唯一現存している戦前の馬見所建築であり、極めて貴重です。



▲ 南側のスタンド席

(3) 横浜の歴史的景観を形成する高い景観的価値

本建物は、高台に立地し、特徴ある外観を持つランドマークになっています。

また、一帯がかつて競馬場であったことを伝える、重要な建築物です。



▲ 北側



◀ 案内図

お問合せ先

横浜市認定歴史的建造物について	：都市整備局都市デザイン室長	光田 麻乃	Tel…045-671-2009
旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用について	：政策経営局経営戦略課担当課長	高松 誠	Tel…045-671-4172
旧根岸競馬場一等馬見所の管理について	：みどり環境局公園緑地管理課長	関本 直子	Tel…045-671-3810



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和 7 年度からの中区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 2 4 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後
30 分/250 円	30 分 300 円 最大料金 18:00~8:30 1,000 円

(2) 改定理由

料金体系を周辺相場に合わせるため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月～4 月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

担当 市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL : 045-671-2086/FAX : 045-664-5295

E-mail: sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

中区老人クラブ連合会発行「機関紙みちしお」について(参考配布)

中区老人クラブ連合会では活動内容を紹介する機関紙を年2回(7月・1月)会員向けに発行しています。

今回、最新号が発行されましたので、各自治会町内会へ参考に配布いたします。新規クラブ設立をご検討の際は、下記担当または区老連事務局(Tel045-681-8480)までご一報ください。

老人クラブ活動へのご理解ご協力のほど今後ともよろしくお願いいたします

(依頼事項)

「中区老人クラブ連合会機関紙みちしお(2025年1月号)」の配付

(参考：老人クラブ連合会について)

- ・中区では現在50クラブ、約3,300名の方々が活動しています。
- ・10人以上のグループに対して横浜市老人クラブ連合会より活動費の助成があります。

会員数	補助金額(年額)
10～19人	30,400円
20～29人	36,400円
30～39人	48,000円
40～49人	58,600円
50～59人	73,200円
60～69人	79,800円
70～79人	89,200円
80～89人	94,600円
90～99人	97,000円
100～109人	108,000円
110人以上	117,200円

(担当) 中区高齢・障害支援課
鈴木、小黒

TEL 045-224-8161

かがやきクラブ なかみちしお

令和7年1月発行
Vol. 90

発行:中区老人クラブ連合会
 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4F
 横浜市中区福祉保健活動拠点内
 ☎045(681)8480 発行責任者:齊藤 章
 編集協力・印刷:株式会社博報社関東本社
 厚木市愛甲1-8-39 ☎046(280)6001(代)



「重要文化財」氷川丸(総トン数:12,000トン 全長163メートル)は、1930年日本郵船の北米航路シアトル線の新鋭貨客船として三菱重工業横浜造船所で建造されました。太平洋戦争中は病院船、戦後は引き上げ船として従事後1953年我が国唯一の外航貨客船としてシアトル線に再びデビューしました。1961年横浜港開港100年記念事業の一つとしてこの地に係留されて以来、マリンタワーとともに山下公園のそして横浜港のシンボルとして市民に親しまれています。

私たちは中区老人クラブ連合会の活動を応援しています

相続税

相続税専門 初回相談無料

山本洋一税理士事務所

☎(045) 664-3077
 中区相生町1-18 光南ビル3F-C号室
 コーヒーの大学院のビル
 山本洋一税理士事務所 検索

ご見学随時受付中!
 ※土日祝日もご見学いただけます。

介護・看護
 スタッフ
 “24時間常駐”

東京海上グループの介護付有料老人ホーム

ヒルデモア三溪園

中区本牧三之谷37-1
 ☎0120-775-727

謹賀新年

全国各地の老人クラブ広報誌を発行して36年

株式会社 博報社関東本社

神奈川県厚木市愛甲1-8-39
 ☎(046)280-6001(代)

桜木町 コレット・マーレ 3F

よしづ眼科

白内障手術 土日祝 診療

TEL:045-264-4020

よしづ眼科 検索

健康な歯でおいしいごはんを食べましょう

ミネ歯科医院

矯正・小児・一般歯科 / 口腔外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	休診日
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	／	日曜・祝日
14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	／	○14:30~20:00

受付は終了30分前まで

☎(045) 662-2624
 中区柏葉33 オークビル2F ミネ歯科医院 柏葉 検索

ソージュ山下町内科クリニック

内科・鍼灸マッサージ

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~13:00	／	●	●	●	●	●	●
15:00~19:00	／	●	●	●	／	／	★

★...15:00~18:00 休診日 月曜・金曜午後
 ※受付は終了30分前まで

中区山下町31 ベイサイド上田ビル2階
 ☎(045) 264-6590

自治会町内会長 各位

中区総務課長

令和 6 年度中区オンライン防災講演会のチラシの掲出について（依頼）

日頃から、防災・減災の取組に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
中区では、毎年 3 月に、防災・減災行動を推進するため、防災講演会を実施しています。
今年度は、中学生の時に東日本大震災を経験した岩手県釜石市の「いのちをつなぐ未来館」の語り部の方による「中区オンライン防災講演会」を YouTube にて配信します。
つきましては、次のとおり実施いたしますので、チラシ掲出の御協力をお願いいたします。

1 配信期間

令和 7 年 3 月 11 日（火）から 3 月 31 日（月）まで

2 配信方法

中区役所ホームページから横浜市公式 YouTube チャンネルにて配信します。
事前申し込みは不要です。（視聴時間：約 25 分）

「令和 6 年度中区オンライン防災講演会

あの日、中学生だったわたしから

～ 2011 年 3 月 11 日、岩手県釜石市で生かされた学び、生まれた思い ～」

URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/bosai_bohan/saigai/sonaeru/kouen2024.html



3 講師

株式会社かまいし DMC いのちをつなぐ未来館
語り部 川崎 杏樹 氏

4 講演内容

「釜石の出来事」は、釜石市内の小中学生約 3,000 人のうち 99.8% の子どもたちが、日々の学びを生かし、一人ひとりの避難行動により、助かった出来事になります。

東日本大震災で岩手県釜石市は広範囲が津波にのまれましたが、釜石市立鶴住居（うのすまい）小学校、釜石東中学校では日頃の防災教育により、児童生徒約 570 人が地震直後に率先避難をし、その姿を見た地域住民も一緒に 1.6 キロ先の峠に避難をして、多くの命が救われました。

当時、釜石東中学校の生徒で、現在、伝承活動をされている川崎杏樹氏に、あの日生かされた学び、その後の思いについて、お話しいたします。

横浜市中区と釜石市との友好交流協定

平成 23 年から開始された中区職員有志等による復興支援活動を契機として、平成 26 年 3 月に友好関係の推進や互いの繁栄及び発展を目指す協定を締結し、相互交流を行っています。

5 掲出期間

チラシ到着から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

担当 : 中区役所総務課 掛川・浅井
TEL : 045-224-8112 FAX : 045-224-8109
e-mail : na-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和6年度

中区オンライン防災講演会

YouTube 配信期間

令和7年

3/11(火)~3/31(月)

あの日、

中学生だったわたしから

～ 2011年3月11日、

岩手県釜石市で生かされた学び、

生まれた思い ～



あの日、いっせいに高台に逃げる小中学生の姿を見て、一緒に避難をした多くの人が大津波から助かる出来事がありました。

当時、釜石東中学校の生徒で、現在、伝承活動をされている川崎杏樹様に、生かされた学び、その後の思いについて、お話しいただきます。

いのちをつなぐ未来館

かわさき あき
語り部 川崎 杏樹 様

アクセス



※中区役所ホームページから
ご覧いただけます。

[中区オンライン防災講演会](#)

「釜石の出来事」とは

釜石の出来事は、釜石市内の小中学生約3,000人のうち99.8%の子どもたちが、日々の学びを生かし、一人ひとりの避難行動により、助かった出来事になります。

東日本大震災で岩手県釜石市は広範囲が津波にのまれましたが、釜石市立鶴住居(うのすまい)小学校、釜石東中学校では日頃の防災教育により、児童生徒約570人が地震直後に率先避難をし、その姿を見た地域住民も一緒に1.6キロ先の峠に避難をして、多くの命が救われました。

*釜石市データ

(令和6年12月末時点)

人口 28,936名

世帯数 15,367世帯

発行：令和7年2月 問合せ先：横浜市中区役所総務課 危機管理・地域防災担当

電話：045-224-8112 FAX：045-224-8109 Mail：na-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年2月19日

自治会町内会長 各位

地域振興課長 木村 友之

自治会町内会実務研修会の開催について（ご案内）

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本年も地域活動推進費補助金等の報告・申請事務について、次のとおり実務研修会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 研修会概要

(1) 日時

第1回 令和7年4月10日（木）午前10時00分～午前11時30分

第2回 令和7年4月19日（土）午前10時00分～午前11時30分

(2) 会場

中区役所 7階 会議室

(3) 内容

<地域振興課>

・地域活動推進費・防犯灯維持管理費に関する書類の作成のポイント等について
(令和6年度補助金の実績報告書作成・令和7年度補助金の申請書作成について等)

<総務課>

・町の防災組織活動費補助金に関する書類の作成のポイント等について

2 対象者

各自治会町内会長・会計実務担当者等 2名程度

3 お申込み方法

別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

①郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

②E-mail：na-jichikai@city.yokohama.jp

③FAX：045-224-8215

4 申込締切

令和7年3月14日(金)

地域活動推進費の加入世帯数は、毎年4月1日を
基準日としています。確認のため、これから作成さ
れる「総会資料」に世帯数を必ず記載ください。

記入例：加入世帯数：123世帯（R7.4.1現在）

担当：中区地域振興課 滝澤 塚越

Tel 224-8132

Fax 224-8215

各自治会町内会長 様

3月14日（金）までに地域振興課へお送りください。

郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

E-mail：na-jichikai@city.yokohama.jp FAX：224-8215

自治会町内会実務研修会 参加申込書

1 自治会町内会名 _____

2 研修会に [参加 ・ 不参加]

※ ○で囲んでください

[参加の場合] 参加者数 _____ 名

3 参加者

氏 名	
アドレス	
電話番号	

氏 名	
アドレス	
電話番号	

(日程調整が生じた場合ご連絡させていただきます。)

メールアドレスかお電話番号のご都合の良い方をご記入ください。

4 参加を希望する回 (希望の回へ○をつけてください。)

	第1回 令和7年4月10日(木) 午前10時～午前11時30分
	第2回 令和7年4月19日(土) 午前10時～午前11時30分

※特定の回に申し込みが集中した場合、日程を調整させていただく場合がございます。

連絡がない場合は、ご希望いただいた日程でご参加ください。

事務局記載欄

--